

## 後発医薬品への変更調剤時<sup>注1)、注2)</sup> の情報提供について

後発医薬品への変更調剤時<sup>注1)、注2)</sup> は、必ず服薬指導を行った上でお薬手帳に調剤内容（医薬品銘柄、剤形、規格、用法用量、日数、その他必要事項）を記載して下さい。

FAX・郵送等による当センターへの情報フィードバックは不要とします。

（フィードバックされても次回処方箋への反映はいたしませんのでご了承下さい）

注1) 処方箋に「後発品への変更不可」にチェックが入っている場合を除く。

注2) 先発→後発変更、後発→後発変更、後発含量規格違い及び類似剤形への変更を含む。

（参考資料） 保医発 0305 第 12 号（平成 24 年 3 月 5 日）

### 第3 変更調剤を行う際の留意点について

7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格 が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行う ことで差し支えない。